養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年12月26日

香川県知事 池 田 豊 人

# 香川県規則第48号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則(平成25年香川県規則59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1旦样式(第9条朋友)	第 1 只样子(第 9 久間 <i>版</i> )
第1号様式(第2条関係)	第1号様式(第2条関係)

(表面)

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) 一

携帯電話番号

養蜂振興法第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼	育	の	場	所	飼育蜂群数	蜜蜂の種類	蜜源植物

## 年蜜蜂飼育計画

飼	育	の	場	所	飼育予定最大計 画蜂群数	飼育の期間		蜜蜂の種類	蜜源植物
						月月	日から 日まで		
						月月	日から 日まで		
						月月	日から 日まで		
						月月	日から 日まで		

- 注意 1 飼育状況は、1月1日現在の状況を記入してください。なお、1月1日現 在で蜜蜂を飼育していない場合は、飼育蜂群数の欄に0と記入してください。
  - 2 飼育計画は、1月1日から12月31日までの計画を記入してください。
  - 3 飼育の場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(字、地番若しくは番地、 号並びに必要に応じ緯度及び経度)を記入すること。なお、地図の添付等で も可とします。

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号( ) —

携帯電話番号

養蜂振興法第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

## 1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼	育	の	場	所	飼育蜂群数	蜜蜂の種類	蜜源植物

#### 年蜜蜂飼育計画

飼育の場所	飼育予定最大計 画蜂群数	飼育の期間	蜜蜂の種類	蜜源植物
		月 日 日 まで		

- 注意 1 飼育状況は、1月1日現在の状況を記入してください。なお、1月1日現在 で蜜蜂を飼育していない場合は、飼育蜂群数の欄に0と記入してください。
  - 2 飼育計画は、1月1日から12月31日までの計画を記入してください。
  - 3 飼育の場所は、字及び地番まで記入してください。

## (裏面)

- 3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
- ① 個人情報の利用目的:県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置:県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理 に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供:県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
- 法令に基づく場合
- ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県)並びに関係機関等の協力が必要な場合

## 【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

# 第2号様式(第2条関係)

(表面)

(日本産業規格A列4番)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) —

携帯電話番号

養蜂振興法第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名又は住所(法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地)

	氏	名	住	所
変更前				
変更後				

## 2 年蜜蜂飼育計画

	飼育の場所	飼育予定 最大計画 蜂 群 数	飼育の期間		<u>蜜蜂の</u> 種類	備考
			月月	日から 日まで		
変更前			月月	日から 日まで		
			月月	日から 日まで		
			月月	日から 日まで		
変更後			月月	日から 日まで		
			月月	日から 日まで		

注意 飼育の場所は、<u>巣箱の配置場所が確認できる情報(字、地番若しくは番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度)を記入してください。なお、地図の添付等でも可と</u>します。

# 第2号様式(第2条関係)

(日本産業規格A列4番)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) —

携帯電話番号

養蜂振興法第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名又は住所(法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地)

	氏	名	住	所
変更前				
変更後				

## 2 年蜜蜂飼育計画

	飼育の場所	飼育予定最大計 画蜂群数	飼育の期間		備考
			月月	目から 目まで	
変更前			月月	目から 目まで	
			月月	目から 目まで	
			月月	目から 目まで	
変更後			月月	目から 目まで	
			月月	日から 日まで	

注意 飼育の場所は、字及び地番まで記入してください。

## (裏面)

- 3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。
- ① 個人情報の利用目的:県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置:県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理 に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供:県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
- ・法令に基づく場合
- ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養 蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県)並びに関 係機関等の協力が必要な場合

## 【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

(表面)

(日本産業規格A列4番)

香川県証紙欄(消印してはならない。)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( ) 一

携帯電話番号

次のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の許可を申請します。

転飼しようとする場所	転との有のす所しる地そ原者びよ場ののをの氏よりのをの氏	最大計画蜂群数	転飼の期間		蜜蜂の種類	飼育者の 住所及び氏名
			月月	日から 日まで		
			月月	日から 日まで		
			月月	日から 日まで		
			月月	日から 日まで		
			月月	日から 日まで		

- 注意 1 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(字、地番若し くは番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度)を記入してください。
  - 2 次の書類を添付してください。
  - (1) 転飼しようとする場所で転飼を行うことについて申請者が権原を有する ことを証する書類
  - (2) 転飼しようとする場所の位置を表示した付近見取図

第3号様式(第3条関係)

(日本産業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号( ) —

携帯電話番号

次のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の許可を申請します。

転飼しようとする場所	転飼しようとする場 所の土地の所有者そ の他の権原を有する 者の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼の期間		飼育者の 住所及び氏名
			月月	日から 日まで	
			月月	日から 日まで	
			月月	日から 日まで	
			月月	日から 日まで	
			月月	日から 日まで	

- 注意 1 転飼しようとする場所は、字及び地番まで記入してください。
  - 2 次の書類を添付してください。
  - (1) 転飼しようとする場所で転飼を行うことについて申請者が権原を有する ことを証する書類
  - (2) 転飼しようとする場所の位置を表示した付近見取図

#### (裏面)

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的:県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置:県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に 関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供:県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
  - ・法令に基づく場合
- ・県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町、他の都道府県)並びに関係機関等の協力が必要な場合

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の養蜂振興法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の養蜂振興法施行細則の相当規定により提出されている書類とみなす。
- 3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。